



島根県報

平成27年5月22日（金）

第2,701号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業の廃止の届出	（障がい福祉課）	2
土地改良区の役員の就任の届出	（農 村 整 備 課）	2
土地改良区の定款変更の認可（2件）	（ " ）	2
県営土地改良事業計画の決定	（ " ）	3
保安林の指定	（森 林 整 備 課）	3
保安林の指定の解除	（ " ）	3
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	（中 小 企 業 課）	4
島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正	（建 築 住 宅 課）	5

【公 告】

平成27年度調理師試験の実施	（健 康 推 進 課）	5
----------------	-------------	---

【特定調達公告】

平成27年度除雪機械の購入に係る一般競争入札公告の訂正	（道 路 維 持 課）	7
-----------------------------	-------------	---

【監査告示】

包括外部監査人補助者の選任		7
---------------	--	---

【公安告示】

警備員指導教育責任者講習の実施	（警 察 本 部）	7
-----------------	-----------	---

告 示**島根県告示第386号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の24第2号の規定により告示する。

平成27年 5 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保育所等訪問支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人プロジェクトゆうあい	第1 キッズスペースゆうあい	松江市北堀町35-14	平成27年 5 月 31 日

島根県告示第387号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成27年 5 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

江津市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

山下 修 江津市嘉久志町イ650番地

監事

森崎 延正 江津市都野津町1564番地

2 就任年月日

平成27年 4 月 1 日

島根県告示第388号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、益田市土地改良区の定款変更を平成27年 5 月 13 日付で認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年 5 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第389号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、江津市土地改良区の定款変更を平成27年 5 月 13 日付で認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年 5 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第390号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年 5月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
飯南地区農道事業（県営中山間地域総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	飯南町役場
飯南地区暗渠排水事業（県営中山間地域総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	飯南町役場
飯南地区区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	飯南町役場

島根県告示第391号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成27年 5月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

浜田市宇津井町982-1、982-4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市宇津井町982-4（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第392号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成27年 5 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
浜田市金城町波佐イ1319-59
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第393号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成27年 5 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス高津店 島根県益田市高津七丁目15番50号
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成28年 1 月 9 日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,665平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
66台（建物南側及び西側）
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
21台（建物西側）
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
50平方メートル（建物南側）
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
12立方メートル（建物内東側）
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前10時から午後10時まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 9 時30分から午後10時30分まで

- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
3か所（建物敷地南側及び西側）
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 2 届出年月日
平成27年5月8日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
益田市産業経済部産業支援センター（島根県益田市常盤町1番1号）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
- (1) 意見書の提出先
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
- (2) 意見書に記載すべき事項
- ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他
意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第394号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成25年島根県告示第202号）の一部を次のように改正し、平成27年5月22日から施行する。

平成27年5月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「

表出雲市の項中	塩冶	中層耐火構造3階建	昭和61	0.98	を
		中層耐火構造4階建	昭和63		

」

「

塩冶	中層耐火構造3階建	昭和61	0.98	（第211号の住戸に あつては、1.00）	に、「及び第312号」を「、第312号及 び第313号」に改める。
		中層耐火構造4階建			

」

公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、平成27年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成27年 5 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験日時

平成27年 9 月16日（水）13時から15時まで

2 試験会場

松江市殿町 島根県民会館

浜田市片庭町 島根県浜田合同庁舎

隠岐郡隠岐の島町 島根県隠岐合同庁舎

3 試験科目

食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、調理理論

4 受験資格

次の学歴及び業務経験を有している者

(1) 学歴

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者及び調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）附則第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 業務経験

多数人に対して飲食物を調理して供与する施設（継続して1回20食以上又は1日50食以上を調理して供与するものであること。）又は営業（飲食店営業、魚介類販売業又はそうざい製造業）において、2年以上調理の業務に従事した者

5 受験手続及び提出書類

(1) 受験願書等の請求

受験願書等の関係用紙は、住所地を管轄する保健所又は島根県健康福祉部健康推進課に請求すること。

受験願書等の関係用紙を郵便で請求する場合は、郵便事故等による未着を防ぐため、書留、簡易書留等記録の残る郵送方法が好ましい。また、封筒の表に「調理師試験願書請求」と朱書し、450円（簡易書留料金を含む。）分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒（角2サイズ）を必ず同封すること。

(2) 提出書類

次に掲げる書類を住所地を管轄する保健所（県外に住所を有する者にあつては、島根県健康福祉部健康推進課）に提出すること。

ア 調理師試験願書

イ 調理業務従事証明書

ウ 学歴証明書

エ 戸籍抄本（学歴証明書の氏名と現在の氏名が異なる場合）

(3) 受験手数料

6,100円（島根県収入証紙で納入すること。）

(4) 受験願書等の提出期間

平成27年 6 月25日（木）から同年 7 月10日（金）まで（郵送の場合は、平成27年 7 月10日（金）までの消印のあるものに限る。）

6 受験票の送付

受験資格を審査した後、平成27年 8 月 3 日（月）頃に送付する。

7 合格者の発表

平成27年10月22日（木）午前10時に、合格者の受験番号を県庁前掲示板及び各保健所に掲示するとともに、島根県のホームページに掲載する。また、同日以後に合格証を送付する。

8 その他

受験手続その他この試験に関する問合せは、最寄りの保健所又は島根県健康福祉部健康推進課にすること。

なお、郵便で問い合わせるときは、必ず宛先明記の返信用封筒を同封すること。

特 定 調 達 公 告

平成27年 5月15日付け島根県報第2,699号で公告した平成27年度除雪機械の購入に係る一般競争入札の実施について、内容の一部に誤りがあったので、次のように訂正する。

平成27年 5月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 訂正する事項

入札に付する事項

2 訂正内容

1 (3)納入期限を次のように訂正する。

箇所	誤	正
9 ページ 下から 7 行目	平成28年 1月29日 (金)	ア (1)のアからオまでについては、平成28年 1月29日 (金) イ (1)のカについては、平成28年 3月25日 (金)

監 査 委 員 告 示

島根県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定により包括外部監査人長谷川浩之から包括外部監査契約に基づく監査の事務を補助する者に係る協議があり、監査委員による協議が調ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年 5月22日

島根県監査委員 角 智 子

同 中 島 謙 二

同 錦 織 厚 雄

同 後 藤 勇

1 監査の事務を補助する者の氏名及び住所

高橋七子 雲南市大東町大東1888

2 監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成27年 5月14日から平成28年 3月31日まで

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第67号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により告示する。

平成27年 5 月 22 日

島根県公安委員会委員長 秦 潔

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 新規取得講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実施 期 日	実施時間	実 施 場 所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「新規取得講習1号」という。）	平成27年7月14日（火）から同月17日（金）まで及び同月21日（火）から同月23日（木）まで	9：00～17：00 （7月21日、同月22日は18：00まで）	松江市殿町158番地 島根県民会館
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「新規取得講習2号」という。）	平成27年7月14日（火）から同月17日（金）まで及び同月21日（火）から同月23日（木）まで	9：00～17：00 （7月17日は12：00まで、同月21日は13：00～17：00）	
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「新規取得講習3号」という。）	平成27年7月14日（火）から同月17日（金）まで及び同月21日（火）から同月23日（木）まで	9：00～17：00 （7月17日は12：00まで、同月21日は13：00～17：00）	
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「新規取得講習4号」という。）	平成27年7月14日（火）から同月17日（金）まで並びに同月22日（水）及び同月23日（木）	9：00～17：00 （7月17日は12：00まで）	

3 追加取得講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実施 期 日	実施時間	実 施 場 所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「追加取得講習1号」という。）	平成27年7月17日（金）及び同月21日（火）から同月23日（木）まで	9：00～18：00 （7月17日は13：00～17：00、同月23日は17：00まで）	松江市殿町158番地 島根県民会館
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「追加取得講習2号」という。）	平成27年7月21日（火）から同月23日（木）まで	9：00～17：00 （7月21日は13：00～17：00）	
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「追加取得講習3号」という。）	平成27年7月21日（火）から同月23日（木）まで	9：00～17：00 （7月21日は13：00～17：00）	
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「追加取得講習4号」という。）	平成27年7月22日（水）及び同月23日（木）	9：00～17：00	

4 講習定員

- (1) 新規取得講習1号及び新規取得講習2号
15人程度
- (2) 新規取得講習3号及び新規取得講習4号

5 人程度

(3) 追加取得講習 1 号及び追加取得講習 2 号

10人程度

(4) 追加取得講習 3 号及び追加取得講習 4 号

5 人程度

5 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込みを行う日において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するもの

6 受講申込手続に関する事項

(1) 電話による予約等

ア 専用電話による予約

(7) 講習を受けようとする受講対象者（以下「受講希望者」という。）は、事前に島根県警察本部生活安全部生活安全企画課に設置した予約専用電話（0852-25-5077）に電話すること。

(i) 電話による予約の受付期日及び受付時間

講習の区分	受 付 期 日	受付時間
新規取得講習 1 号	平成27年 6 月 15 日（月）から同月 19 日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
新規取得講習 2 号	平成27年 6 月 16 日（火）から同月 19 日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
新規取得講習 3 号	平成27年 6 月 17 日（水）から同月 19 日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
新規取得講習 4 号	平成27年 6 月 17 日（水）から同月 19 日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
追加取得講習 1 号	平成27年 6 月 17 日（水）から同月 19 日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
追加取得講習 2 号	平成27年 6 月 17 日（水）から同月 19 日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
追加取得講習 3 号	平成27年 6 月 17 日（水）から同月 19 日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
追加取得講習 4 号	平成27年 6 月 17 日（水）から同月 19 日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00

イ 受講者の決定等

(7) 講習の区分ごとに、受講希望者の数が講習定員を超えなかった場合はその全員を受講者とし、受講希望者の数が講習定員を超えた場合は抽選により受講者を決定する。

(イ) アの(イ)の受付期日満了後、予約専用電話に電話をかけた者に対し、受講の可否について通知する。

ウ 留意事項

(7) 予約専用電話以外による予約受付は、行わない。

(イ) 予約の際には、受講を希望する講習の区分（複数の講習の区分を希望することは、認めない。）、5に掲げる受講対象者の要件、住所、氏名、生年月日、勤務先及び連絡先電話番号について申告すること。

(ウ) アの(7)の予約を行い、又はイの(イ)の通知を受けたことをもって講習受講の申込みを受理したこととはならないので注意すること。

(2) 書類の提出

(1)のイの(イ)の通知を受けた受講希望者は、次のとおり書類を提出すること。

ア 提出期間

平成27年 6 月 29 日（月）から 7 月 3 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

イ 提出先

島根県内の各警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

ウ 提出書類

(7) 講習規則別記様式第 1 号の警備員指導教育責任者講習受講申込書 1 通（写真（申込前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）を貼り付けたもの）

(イ) 5 の受講対象者に該当することを疎明する次の書面各 1 通

a 5 の(1)のアに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

b 5 の(1)のイに該当する者

5 の(1)のイに掲げる合格証明書の写し

c 5 の(1)のウに該当する者

5 の(1)のウに掲げる合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

d 5 の(1)のエに該当する者

5 の(1)のエに掲げる 1 級の検定に係る旧検定規則第 8 条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し

e 5 の(1)のオに該当する者

5 の(1)のオに掲げる 2 級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

(ウ) 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている指導教育責任者資格者証等の写し 1 通

(エ) 代理人が提出する場合にあつては、申込者本人の委任状

(3) 受講手数料

受講手数料は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額を、受講申込書提出時に島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、受講申込書を受理した後に申込みを取り消し、又は受講しなかった場合であっても、受講手数料は還付しない。

ア 新規取得講習 1 号 47,000 円

イ 新規取得講習 2 号 38,000 円

ウ 新規取得講習 3 号 38,000 円

エ 新規取得講習 4 号 34,000 円

オ 追加取得講習 1 号 23,000 円

カ 追加取得講習2号 14,000円

キ 追加取得講習3号 14,000円

ク 追加取得講習4号 10,000円

7 講習の委託

講習は、一般社団法人島根県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

(1) 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

なお、講習修了証明書には本籍を記載することとなるため、講習を申し込む際に提出する受講申込書に本籍を記載するときは、戸籍の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。

(2) 新規取得講習にあつては講習初日の午前8時30分から午前8時50分までの間、追加取得講習にあつては講習初日の午後0時30分から午後0時50分までの間に講習の受付を行う。

9 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3033）又は島根県内の各警察署生活安全（生活安全刑事）課（係）に行うこと。